

マナーアップ！ あなたが主役です！！



令和4年度 交通事故防止に関するポスターコンクール
入選 栃木県立足利工業高等学校 岩脇 美夢

横断歩道に近づいたら…

横断しようとする人がいないか確認！

横断しようとする人や横断中の人がいいたら…

停止して横断者を通行させる！

横断歩道で横断しようとする人や、横断中の人がいるのに停止しなかったり、横断を妨害した場合、

「横断歩行者等妨害」の違反になります。

横断歩行者等妨害等違反 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

横断歩道では止まってください！！

あなたは「歩行者優先」を守っていますか？

高めよう！とちぎの交通マナー

STOP!



150
栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

主唱：栃木県・栃木県交通安全対策協議会

このチラシは栃木県のホームページからもダウンロードできます。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bouhan/koutsuanzen/index.html>



自転車安全利用五則



1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3

夜間はライトを点灯



4

飲酒運転は禁止



5

ヘルメットを着用

道路交通法改正

ヘルメット着用が努力義務になりました

※ 栃木県自転車条例(令和4年4月施行)で既に努力義務となっています。

※ また、県条例で**自転車保険**の加入は義務となっています。



ヘルメット非着用の場合、致死率が約2.6倍に！

ながらスマホは

危険



妨害運転(あおり運転)は

犯罪



自転車走行中のながらスマホは交通違反になります。
5万円以下の罰金！

3～5年以下の懲役又は50～100万円以下の罰金！